

◆ 国賠名 『さよならヒロヒト』原宿 X デー国賠

原告 M・T（故人）、T・Y、H・G、K、O・T

原告代理人 赤羽宏・新谷桂・伊藤秀一・武田昌邦

被告 東京都

事件の概要 天皇の戦争責任・自粛のおかしさなどをテーマに、天皇制に反対する様々なパフォーマンスを原宿ホコ天で行ってきた「秋の嵐」メンバーの原告たちが、89年1月8日、「都公安条例違反」「公務執行妨害」で、更に1月15日、「公務執行妨害」「軽犯罪法違反」で逮捕される。また2月18日には私服警官に襲いかかられ、暴行を受ける。その他逮捕に至らずとも、著しく表現・思想の自由を侵害され続ける。

1990年11月9日、天皇制に反対する者に対する、警視庁による暴行、暴力的排除および不当逮捕、表現の自由への侵害に対し、東京地裁に提訴。

警察は、支援団体の結成集会に右翼を動員、提訴直前の「即位の礼・大嘗祭、明治節」反対の行動で原告ひとりを含む5人の仲間を逮捕、提訴当日には原告宅に早朝ガサ入れを行って提訴さえをも阻もうと目論んだ。

95年、原告の一人M・Tさんの死去により、強制排除・表現活動への侵害などを訴えていた彼の事案が取り下げとなった。

96年10月、地裁判決。逮捕・暴行は違法だったと原告側全面勝訴。都側からの一方的控訴。97年11月には高裁判決。控訴棄却。勝訴が確定。

結果 勝訴